

路外パーキングサービス利用規則（非登録型）

（通則）

第1条 この規則は、阪神高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する路外パーキングサービス（非登録型）（以下「本サービス」といいます。）に関して必要な事項を定めます。本サービスをご利用になる場合は、この規則に同意し、遵守いただくようお願いいたします。

（定義）

第2条 この規則の中で使用する用語は、特段の定めがない限り以下のように定義します。

- 一 ETCシステム 有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第2条第2項に基づき定められたETCシステム利用規程第2条に規定するETCシステムをいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行したETCクレジットカード、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「三会社」といいます。）、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び当社が契約に基づき共同で発行したETCパーソナルカード並びに三会社が契約に基づき発行したETCコーポレートカードをいいます。
- 三 路外パーキング 阪神高速道路外又は高架下等に立地する一般の駐車場等の施設で本サービスが提供される施設をいいます。
- 四 路外パーキング事業者 当社と提携して路外パーキングを運営管理する事業者をいいます。

（適用範囲）

第3条 本サービスは、ETCシステムを利用して通行料金の納付を無線通信により行おうとする利用者（路外パーキングサービス利用規約（登録型）に規定する路外パーキングサービス（登録型）の適用を受ける者を除きます。（以下「利用者」といいます。))に適用します。

（路外パーキング）

第4条 路外パーキングに関する次の事項は、路外パーキング毎に、当社が別に定めます。

- 一 本サービスを受けることができる路外パーキングの名称、所在地、適用車両及び利用可能日時等
- 二 路外パーキングの利用の直前に通行する阪神高速道路出口（以下「指定出口」といいます。）及び路外パーキングの利用の直後に通行する阪神高速道路入口（以下「指定入口」といいます。）
- 三 指定出口を出て路外パーキングに到着するまでの時間、路外パーキングを出て指定入口に入るまでの時間及び指定出口を出て路外パーキングを利用し指定入口に入るまでの時間（以下「指定時間」といいます。）
- 四 その他必要事項

(本サービスの利用)

第5条 本サービスを利用するときは、次の各号に掲げる阪神高速道路の入口及び出口並びに路外パーキング（以下「指定区間」といいます。）を、第1号から順に第5号までを連続して通行しなければならないが、かつ、同一方向に進行しなければならないものとします。

- 一 指定出口の直前に通行した阪神高速道路入口（以下「高速道路入口」といいます。）
- 二 指定出口
- 三 路外パーキング
- 四 指定入口

五 指定入口の直後に通行した阪神高速道路出口（以下「高速道路出口」といいます。）

2 指定区間の通行及び利用のすべてにおいて、E T CカードをE T C車載器に挿入し、E T Cシステムにより無線通行するものとします。

3 前項の無線通行中は、同一のE T Cカードを使用する必要があります。

4 本サービスを利用するときは、第4条第3号に規定する指定時間以内である必要があります。

5 路外パーキングの利用に当たっては、路外パーキング事業者が定める利用規則等に従ってください。

6 路外パーキングの利用によって生じた損害に関しては、路外パーキング事業者が路外パーキングを運営管理しているため、当社は一切の責任を負いません。

(本サービスの適用)

第6条 当社は、利用者が前条第1項から第4項までに定める要件を満たして通行した場合は、指定出口及び指定入口を通行することなく高速道路入口から高速道路出口までを通行したものとします。ただし、通行時におけるE T C車載器の料金等の表示又は音声案内については、高速道路入口から指定出口までの区間及び指定入口から高速道路出口までの区間毎に料金等の表示又は音声案内が行われますが、請求時には、本サービス適用後の通行料金を請求します。なお、当社の事務処理上の都合により、当該請求が翌月以降に遅れる場合があります。

2 本サービスは、一の指定区間の通行及び利用につき1回適用します。

3 前項の規定にかかわらず、阪神高速道路の利用途中に本サービス及び路外パーキングサービス利用規約（登録型）第1条に規定する路外パーキングサービス（登録型）（以下「本サービス等」といいます。）に係る指定区間を合わせて複数回通行及び利用する場合は、最初の指定区間の通行及び利用にのみ本サービス等を1回適用します。

(本サービスを適用しない場合)

第7条 前条の規定にかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスを適用しません。

- 一 第5条第1項に定める順序で指定区間を通行及び利用していない場合又は指定区間を同一方向に進行していない場合
- 二 本サービスの利用方法に不備があった場合
- 三 指定区間においてE T Cシステムによる無線通行をしていない場合

四 第4条第3号に規定する指定時間を超えている場合

五 前各号に規定するもののほか、利用者がこの規則の定めに従わない場合又は利用者への本サービスの提供を拒絶すべき特段の理由があると当社が認めた場合

(本サービスを提供できない場合)

第8条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者に本サービスを提供できません。また、本サービスを提供できないことにより利用者又は第三者に生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。

一 路外パーキングが休業日又は営業時間外で利用できない場合

二 路外パーキングが混雑又は修繕等により利用できない場合

三 災害、事変、事故、工事等若しくは混雑により指定出口から路外パーキングまでの道路、路外パーキングから指定入口までの道路若しくは阪神高速道路の通行ができないとき又は著しく制限される場合

四 災害、事変等又は事故により生じた阪神高速道路又は路外パーキングの障害等により、本サービスの利用が遅延又は不能となった場合

五 前各号に規定するもののほか、運用上又は技術上、本サービスの提供の一時的な中断が必要であると当社が判断した場合

(利用明細の表示)

第9条 登録者は、インターネットを使用して、ETC利用照会サービス（ETC利用照会サービス利用規程第2条第1号に規定するサービスをいいます。）で利用明細を照会することができます。この場合の利用明細には、高速道路入口から指定出口まで及び指定入口から高速道路出口までの区間並びに通行料金が表示（ただし、ETC利用照会サービス（登録型）の場合は、確定時に、高速道路入口から高速道路出口までの区間並びに本サービス適用後の通行料金に変更）されます。

(費用等の負担)

第10条 路外パーキング利用のための一切の費用料金等は、利用者の負担となります。

(個人情報の保護)

第11条 当社は、本サービスの提供に際し、当社ホームページに掲載する「阪神高速道路株式会社の個人情報の保護について」に従い、利用者の個人情報を適切に取り扱うものとします。

(免責事項)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合、これに起因して生じた利用者又は第三者に生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。

一 災害、事変、通信機器、回線、電子計算機及び電話その他の通信手段の障害その他の当社の責に帰することができない事由により、本サービスの利用が遅延又は不能となった場合

二 当社が阪神高速道路の管理の必要上、ETCシステム又はETCカードの利用を制限し、若しくは停止したことにより、本サービスの利用が遅延又は不能となった場合

(準拠法)

第 13 条 この規則に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。

(合意管轄裁判所)

第 14 条 利用者は、当社との間でこの規則に係る紛争が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

(本サービスの終了)

第 15 条 当社は、本サービスを終了する場合、終了する日の 1 ヶ月前までに当社のホームページに掲載する方法により周知するものとします。

2 前項に規定する本サービスの終了により利用者又は第三者に生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。

(規則の変更)

第 16 条 当社は、この規則を利用者の一般の利益に適合する場合、又は、変更に係る事情に照らして当該変更が合理的な範囲において、利用者の事前の承諾を得ることなくいつでも変更することができるものとします。

2 当社がこの規則を変更する場合は、変更後の規則の効力発生日の相当期間前までに変更する旨、変更後の規則及びその効力発生日を当社のホームページに掲載します。

3 変更後の規則の効力発生日以降は、変更後の規則を適用し、これにより利用者又は第三者に損害が生じた場合であっても、当社の故意又は重大な過失がある場合を除いて、当社は一切の責任を負いません。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から適用します。

制定 平成 25 年 9 月 30 日

改訂 平成 27 年 3 月 24 日

改訂 平成 29 年 3 月 22 日

改訂 平成 29 年 5 月 22 日

改訂 平成 30 年 4 月 24 日

改訂 平成 31 年 4 月 2 日

改訂 令和 2 年 2 月 18 日

改訂 令和 3 年 3 月 12 日

改訂 令和 5 年 4 月 1 日

改訂 令和 6 年 4 月 1 日

【※】規則第 4 条により別に定める事項

1. ロイヤルホームセンター豊中

■所在地

大阪府豊中市服部寿町 5 丁目 92 番 1

■適用車両

E T Cシステムにより無線通行した普通車、軽・二輪車

■駐車場利用時間等

利用時間： 6：30～20：00（ただし、年末年始は短縮営業）

休業日： 1月1日

駐車台数： 約230台

駐車料金： 無料

その他： 身障者対応トイレ有り

■路線

11号池田線

■指定出口及び指定入口

上り（大阪市内方面） 豊中南出口 → 豊中南入口

下り（池田方面） 豊中南出口 → 豊中南入口

■指定時間

上下線とも指定出口を出て指定入口に入るまで2時間以内であり、そのうち上下線とも指定出口を出てロイヤルホームセンター豊中駐車場に入るまで20分以内で、かつ、ロイヤルホームセンター豊中駐車場を出て指定入口に入るまで20分以内

■その他

施設管理者の都合により利用できないことがあります。

2. amado

■所在地

兵庫県尼崎市道意町7丁目1番

■適用車両

E T Cシステムにより無線通行した普通車、軽・二輪車

■駐車場利用時間等

利用時間： 9：30～21：00（大型店舗の営業時間に準じます。）

休業日： 年中無休

（各店舗によって異なります。臨時休業させていただく場合があります。）

駐車台数： 約1,500台

駐車料金： 無料（駐車場ご利用は2時間まで無料。施設内店舗ご利用（宝くじセンターは除く）の場合は4時間まで無料。）

その他： 身障者対応トイレ有り

■路線

3号神戸線

■指定出口及び指定入口

下り（神戸方面） 尼崎東出口 → 尼崎西入口

■指定時間

指定出口を出て指定入口に入るまで2時間以内であり、指定出口を出て amado 駐車場に

入るまで 20 分以内で、かつ、amado 駐車場を出て指定入口に入るまで 20 分 以内

■その他

施設管理者の都合により利用できないことがあります。